池田の街指定居宅介護支援事業所運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条　　医療法人社団宝徳会が開設する池田の街指定居宅介護支援事業所（以下「施設」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条　　施設は、介護支援専門員が要介護にある利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な居宅介護支援を総合的かつ効率的に提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条　　施設は、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2　　　介護支援専門員は、居宅サービス計画の立案にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類、特定の事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行い、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であること等につき説明し理解を得なければならない。

3　　　事業の運営にあたっては関係市町、地域包括支援センター、地域の保険医療機関及び薬局、指定居宅サービス事業者、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

4　　　介護支援専門員は、サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

5　　 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

　6　　　利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者の個人情報については、法人の事業所での介護・医療サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条　　名称所在地等は次の通りとする。

（1）　　名　称　　　　　　池田の街指定居宅介護支援事業所

（2）　　開設年月日　　　　平成17年4月1日

（3）　　所在地　　　　　　静岡県静岡市池田185番地1

（4）　　電話番号　　　　　054－267－2211　　　FAX番号054－267－2700

（5）　　管理者名　　　　　倉野　清乃

（6）　　介護保険指定番号　2254280090号

（従業者の種類、員数）

第5条　　事業所の従事者の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

（1）　　管理者　　　　　　　　1人（介護支援専門員との兼務）

（2）　　介護支援専門員　　　　2人

（3）　　事務員　　　　　　　　1人（兼務）

2　　　前項に規程する管理者は、主任介護支援専門員でなければならない。

（従業者の職務内容）

第6条　　前条に定める当施設職員の職務内容は、次の通りとする。

（1）　　管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）　　介護支援専門員が担当する利用者（取扱件数）は、一人当たり35人（件）以下とする。

（3）　　介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって公正中立な居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。

（4）　　事務員は、必要な庶務及び経理事務に従事する。

（営業日及び営業時間）

第7条　　事業所の営業日及び営業時間は以下の通りとする。

（1）　　毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。ただし法令で定められた祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は除く

（2）　　営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

（居宅介護支援サービスの内容及び利用料）

第8条　　居宅介護支援事業所の内容は次の通りとする。

（1）　　居宅サービス計画の作成

（2）　　各種サービス提供事業所等との連絡調整

（3）　　施設入所を要する場合には介護保険施設への紹介

（4）　　その他、要介護者が日常生活を営むために必要な介護保険サービスを適切に利用できるように努める。

2　　　居宅介護支援サービスを提供した場合の法定代理受領分の利用料は、無料とし、法定代理受領分以外の利用料は、介護報酬告示上の額とする。また、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

* + 1. 実施地域境界から、片道おおむね10km未満　100円
		2. 実施地域境界から、片道おおむね10km以上20km未満　200円
		3. 実施地域境界から、片道おおむね20km以上　300円

3　　　前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第9条　　施設は、居宅介護支援サービスの提供の開始に際してはあらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（受給資格等の確認）

第10条　施設は、居宅介護支援サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2　　　施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、居宅介護支援サービスの提供に努める。

（居宅介護支援サービスの取扱方針）

第11条　施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止の資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

（2）　　施設の従業者はサービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

（3）　　施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（通常の事業の実施地域）

第12条　通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

静岡県静岡市（旧由比・蒲原地区は除く）

（居宅介護支援サービスの利用に当たっての留意事項）

第13条　居宅介護支援サービスの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

（1）　　暴力、暴言、誹謗中傷等の背信行為は禁止する。

（2）　　従業者へのハラスメント行為は禁止する。

（3）　　利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。

（苦情処理）

第14条　事業所は、その提供した居宅介護支援サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

（事故発生及び緊急時の対応）

第15条　施設は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じることともに、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うこととする。

2　　　居宅介護支援事業所は、居宅介護の提供時に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の指定する医療機関等での診療を依頼するほか、利用者が指定する者に対し緊急に連絡するものとする。

3　　施設は、事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者　に周知徹底する体制を整備する。

4　　施設は、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に実施する。

（虐待の防止）

第16条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を推進するため、虐待の発生又はその再発を防止するため以下に揚げる事項を実施する。

　（1）　虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底すること。

（2） 虐待防止のための指針を整備する。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催すること。

（4） 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画）

第17条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。

　2　　 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

　3　　 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（従業者の服務規律）

第18条　従業者は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（1）　　利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

（2）　　常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（3）　　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（4）　　職場においては、一切のハラスメント行為を禁止する。

（従業者の質の確保）

第19条　従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（従業者の勤務条件）

第20条　従業者の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団宝徳会の就業規則による。

（従業者の健康管理）

第21条　従業者は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第22条　感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及びまん延の防止の為の指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するとともに従業者への教育や必要な訓練を行う。

（守秘義務）

第23条　従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者及びその利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（第三者評価）

第24条　サービス提供の開始にあたっては、あらかじめ利用者及びその家族に対して「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明する。

（その他運営に関する重要事項）

第25条　災害、感染症、その他やむを得ない事情のある場合を除き、取り扱い件数を越えて利用させない。

2　　　運営規程の概要、施設従業者の勤務体制、利用者の負担の額及び苦情処理の対応については、施設内又はホームページ等に掲示する。

3　　　居宅介護支援事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団宝徳会介護老人保健施設ケアセンター池田の街の役員会において定めるものとする。

（付　則）この運営規程は、平成17年4月1日より施行する。

　　　　　　　　　　改訂　平成18年4月1日

　　　　　　　　　　　　　平成19年11月1日

　　　　　　　　　　　　　平成20年7月1日

　　　　　　　　　　　　　平成23年3月1日

　　　　　　　　　　　　　平成24年10月1日

　　　　　　　　　　　　　平成27年4月1日

　　　　　　　　　　　　　平成27年11月1日

　　　　　　　　　　　　　平成28年6月1日

　　　　　　　　　　　　　平成30年4月1日

　　　　　　　　　　　　　令和3年4月1日

　　　　　　　　　　　　　令和6年4月1日